



鳥インフルエンザ発生に伴う情報(第2報)(終報)

岩手河川国道事務所では、宮城県栗原市の農場において発生した高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)の事案を受け、平成29年3月24日2時40分に「鳥インフルエンザ対策支部」を設置し、岩手県からの要請により国道等の消毒ポイントの設置協力を行っていましたが、宮城県及び岩手県が搬出制限区域の指定を解除し、岩手県が県対策本部を廃止したことを受けて、支援支部体制を解除しました。

1. 事務所体制

【鳥インフルエンザ対策支部】

平成 29 年 3 月 24 日 2 : 40

支援支部体制

平成 29 年 4 月 11 日 17 : 00

解除

2. 体制解除の理由(宮城県・岩手県の対応)

- ・宮城県は国の防疫指針に基づき、移動制限区域内の農場の清浄性を確認したことから4月11日17時に搬出制限区域の指定を解除した。
- ・岩手県は搬出制限区域内の農場に異常が無いこと及び宮城県での清浄性が確認されたことを受け、4月11日17時に搬出制限区域の指定を解除し、県対策本部を廃止した。

《 発表記者会:岩手県政記者クラブ 》

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所

岩手県盛岡市上田四丁目2-2

としない よしのり

副所長(道路):十枝内 美範(内線205)

TEL 019-624-3131

管内情報につきましては、当事務所のホームページにてご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/>

モバイル版アドレス <http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwate/>